

## 保育所における医療機関と連携した取組事例 ～東広島市食物アレルギー連絡会議について～

西部東厚生環境事務所・西部東保健所  
○楠本明美 岸本益実 亀野幸一郎 井居美幸  
友宗徹行 朝野幸子 畦地みどり 谷尚美  
舛本博 花田有子 吉村里江 藤山若子

### I はじめに

県内の保育所では、厚生労働省が平成23年3月に策定した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（以下『ガイドライン』という。）」及び県が平成26年2月に策定した「保育所における食物アレルギー対応のポイント～生活管理指導表の活用マニュアル～（以下『活用マニュアル』という。）」に基づき、アレルギー疾患児への対応を行っている。

現状として、アレルギー疾患児への支援をより充実したものとするためには、今後、更に、保育所、医療機関、教育委員会、行政等が連携した支援体制の整備が必須と考える。

昨年度、県のモデル事業として、「東広島市食物アレルギー連絡会議（以下『連絡会議』という。）」を設置し、地域の実情に応じた生活管理指導表の見直しと課題の抽出を図り、対応策を検討したので、その結果を報告する。

### II 事業概要

- 1 『連絡会議』開催までの経緯
- 2 『連絡会議』の設置
- 3 東広島市食物アレルギーワーキング会議（以下『ワーキング会議』という。）の開催
- 4 保育所にて新様式の試行
- 5 医療機関へのアンケート調査の実施

### III 事業内容

- 1 『連絡会議』開催までの経緯

会議開催までに、市保育課・健康増進課・こども家庭課、市教育委員会、医療機関等へ主旨説明及び連絡会議への参加要請等を、延10回実施した。

- 2 『連絡会議』の設置

平成26年度東広島市食物アレルギー連絡会議設置要綱（別紙参照）を策定した。

(1) 第1回

日 時	平成 26 年 8 月 19 日 (火) 16 : 15~17 : 15
内 容	1. 平成 26 年度事業計画（案）について 2. 生活管理指導表の活用の検討及び実態把握について
結 果	1. 各機関・施設で使用している診断書・指示書及び生活管理指導表の様式の実態を把握した。 2. 新様式の試行を公立保育所へ 10 月に実施することとした。 3. 新様式を検証するため、ワーキング会議を開催することとした。
課 題	リスク管理（誤食が起きた場合の対応状況、提出されている指示書）やヒヤリハットの状況を何らかの方法で把握することが必要である。
構成メンバー	東広島市（保育課、健康増進課、教育委員会学事課） / 2 医療機関 東広島市保育所長の代表 / 東広島市幼稚園長の代表 東広島市給食調理員の代表 / 広島県西部東保健所 計 9 名

(2) 第2回

日 時	平成 27 年 1 月 27 日 (火) 14 : 30~16 : 30
内 容	1. ワーキング会議の報告 2. 食物アレルギーの症例報告 3. ヒヤリハットの情報提供 4. 新様式の検証及びまとめ 5. 課題整理と今後の取組について
結 果	1. 食物アレルギーの対策には、①正確な指示書 ②関係者の研修 ③関係機関の連絡会議が必要不可欠であることが、改めて再認識された。 2. 健康づくりの面からも、食物アレルギー対策を推進していきたい。 3. 小児科の診療は幅が広く、アレルギー専門医は少ない。今後の医師対象の食物負荷試験の手技の講習会等に期待したい。 4. 事故防止マニュアルを保育所独自で作成していきたい。 5. 幼保小連携の中で、今後も検討を継続していきたい。
課 題	1. 連絡会議等を継続して開催することにより、医療機関と施設（保育所、消防関係）の連携を図る体制を整備していく。 2. 保育所・幼稚園・認定こども園が、この新様式を使用するのであれば、小・中学校においても新様式の導入を検討していく。 3. 関係者の研修（疾患の知識、組織対応、様式の理解等）を確保する。

### 3 『ワーキング会議』の開催

日 時	平成 26 年 12 月 2 日 (火) 14:30~16:30
内 容	1. 新様式の検討 2. 食物アレルギー診断書・除去指示書・生活管理指導表の活用状況 3. 情報交換
結 果	1. 新様式を試行するため、公立保育所に配付し、保育所からの意見を試行版に加えた。 2. 改善した新様式をもとに、医療機関から意見収集（アンケート調査）を行うこととした。 3. 現場でのリスク管理及びヒヤリハットの洗い出しが必要であることを再確認した。 4. 家庭を含めたアナフィラキシーの報告（医療機関からの症例報告）を把握することが必要である。
課 題	給食の製造ラインに配慮が必要な場合、別様式で詳細を聞き取る資料を検討していくことが必要となる。
構成メンバー	東広島市（保育課） / 2 医療機関 / 東広島市保育所長の代表 東広島市幼稚園長の代表 / 東広島市給食調理員の代表 オブザーバー（保育所） 計 7 名

### 4 保育所にて新様式の試行

第 1 回連絡会議で、新様式を公立保育所で試行することになった。

ア 実施時期 平成 26 年 10 月

イ 調査対象 18 公立保育所、14 公立保育所回収

アレルギー疾患児 67 名配付、35 名回収

ウ 調査方法 東広島市保育課から保育所を通じて配付

エ 結果（主な意見）

- 診断書及び除去指示書について、除去根拠記入欄ができたことで、判断の根拠が一目でわかるようになった。
- 診断書及び除去指示書により、アレルギー対策に対する職員の意識が向上した。
- 生活管理指導表にアナフィラキシーの既往、処方箋や保育所での生活上の留意点についての項目があり、より詳しくアレルギーのある子どもの状態の把握ができ、配慮や管理がしやすい。
- 生活管理指導表に、摂取した場合に出現する可能性のある症状が記載されているので、個別に配慮ができる、この指示書を基に、食事に対して、より一層気をつけていくことができる。
- 医師の診断書の証明があり、信頼できる。



- 3 平成 27 年度以降、教育委員会独自の様式との一元化を図る必要性について合意を得る機会となった。
- 4 平成 27 年度において、東広島市では予算措置等の関係上『連絡会議』は未開催であるが、定例会議で『連絡会議』の結果を踏まえた対策を引き続き推進している。

## V おわりに

県、保健所は、地域の実情に応じて、医療機関と強く連携した連絡会議等を県内すべての市町で開催できるように、市町担当課と連携し支援していく必要がある。

また、保育所、幼稚園、認定こども園のアレルギー疾患児が小学校への入学時、保育所保育指針に鑑み、診断書・除去指示書・生活管理指導表の活用等を通して、切れ目のない一貫した対応ができる環境を整備するよう市町保育関係者と連携し、推進することが喫緊の課題と考える。

今後も継続して、社会情勢を的確に把握し、保健所として取組を推進していきたい。

### 【参考】

#### アレルギー対策の動向

##### 1 厚生労働省

###### (1) 『ガイドライン』の策定

平成 21 年 4 月に施行された「保育所保育指針」では、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子どもも集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならないとされ、また、施設長の責任の下、全職員が子どもの健康及び安全に関する共通認識を深め、保護者や地域の関係機関と協力、連携を図りながら組織的に取り組んでいくことが求められている。そのため、この『ガイドライン』は、保育所職員が保育所での具体的な対応方法や取り組みを共通理解するとともに、保護者も含め、保育所を取り巻く関係機関が連携をしながら組織的に取り組むことができるよう、平成 23 年 3 月に策定された。

###### (2) アレルギー疾患対策基本法の制定

この法律は、アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策を総合的に推進することを目的に、平成 27 年 12 月 25 日に施行された。

この法律では、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないとされている。また、都道府県は、アレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる正されている。

##### 2 県

###### (1) 広島県食物アレルギー対策事業検証会議報告書の作成

平成 24 年度に、食物アレルギーに対する支援体制の強化・充実を目的とした広島県食物アレルギー対策事業検証会議が設置され、この検証会議の報告書が平成 26 年 3 月に作成された。この報告書から、県内の保育所、幼稚園を対象にした調査では、食物アレルギー対応にあたり生活管理指導表を十分に活用できていない保育所・幼稚園があることや、誤食事故が多く発生しているという実態が明らかとなった。

###### (2) 『活用マニュアル』の策定

広島県食物アレルギー対策事業検証会議で実施された県内の全保育所を対象としたアンケート調査では、46.8%の保育所で誤食事故を経験していることがわかった。そのため、『ガイドライン』をもとに、保育所における具体的な食物アレルギー対応方法についてまとめた『活用マニュアル』が平成 26 年 2 月に策定された。

## 平成26年度東広島市食物アレルギー連絡会議設置要綱

### (名称)

第1条 本連絡会議は、東広島市食物アレルギー連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

### (目的)

第2条 東広島市の保育所等でのアレルギー疾患児の対応に関する事項について、保育所、医療機関、行政等が連携し、地域の状況に応じた生活管理指導表の活用や支援体制等の検討を行う。

### (協議事項)

第3条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 東広島市の保育所等でのアレルギー疾患児の現状や課題の共有に関するここと
- (2) 東広島市統一の生活管理指導表（意見書、指示書等を含む。）の策定及び活用に関するここと
- (3) その他、連絡会議の目的達成に必要な事項に関するここと

### (構成)

第4条 連絡会議は、次に掲げる機関を持って構成する。

- (1) 東広島市（保育課、健康増進課、教育委員会学事課）
- (2) 医療機関
- (3) 東広島市保育所長の代表
- (4) 東広島市幼稚園長の代表
- (5) 東広島市給食調理員の代表
- (6) 広島県西部東保健所
- (7) その他、必要と認める者

### (会議)

第5条 連絡会議は、広島県西部東保健所長が招集する。

### (事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、広島県西部東保健所保健課に置き、連絡会議に関する事務を処理する。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

食物アレルギー診断書及び除去指示書/生活管理指導表に係る  
アンケートに御記入のお願い

関係医療機関の長様

広島県では、地域における食物アレルギー対策の推進を図るため、平成24年度及び平成25年度に、「広島県食物アレルギー事業検証会議」が開催されました。

今年度、当所において、この検証会議で明らかになった課題を解決するために、地域の実情に応じた生活管理指導表の活用、地域での連携・支援体制等について、「東広島市食物アレルギー連絡会議」を設置し検討しています。

この度、当連絡会議で、保育現場・給食担当が利用しやすく、且つ誤食等の事故を未然に防ぐ目的を熟慮し、これまでの様式を改訂しました。

改訂しました新様式の診断書並びに生活管理指導表は、詳細な内容となっておりますが、誤食が起きた際に、実際どの程度の症状が予測されるかは、現場での緊急対応に際し、必要な情報と思われます。そのため、問診を確実に御記入頂ければ現場は大変助かります。

また、食物アレルギーの症状には、アナフィラキシーショックを呈する重症から、軽微な皮膚症状のみ、もしくは、口腔内の異和感にとどまる症例など多種多様です。小学校高学年から多いとされる食物依存性運動誘発アナフィラキシー（特定の食物摂取に運動が加わる事で発症）の事例も稀ですが経験される所です。

なお、2011年（厚労省）「保育所におけるアレルギー疾患対応ガイドライン」では、『アレルギー食対応の単純化として、対応食品の部分解除は推奨せず、”完全除去“か”解除“の両極で対応すべきである。また負荷試験の結果、食べられるという医師からの診断があっても、家庭において数回食べて症状が誘発されない事を確認した上で、保育所での解除をするべきである。』と記載されています。各施設での工夫・配慮が必要とされております。

つきましては、患者様から提出され、貴医療機関に御記入いただきました様式“食物アレルギー診断書及び除去指示書/生活管理指導表”についてのアンケートを実施し、今後の取組みの参考にさせていただきます。御多忙中、大変恐縮ですが別紙アンケートに御記入いただき、1月20日（火）までに当所保健課へ返送くださいますようよろしくお願いします。

平成27年1月16日

広島県西部東保健所保健課

“食物アレルギー診断書及び除去指示書/生活管理指導表”についてのアンケート

医療機関名 : \_\_\_\_\_

問1 食物負荷試験を実施しておられますか？

1. はい →問2（より安全に負荷試験をすすめるためには）へ
2. いいえ →問2へ

問2 どのような条件が整えられれば、貴施設で食物負荷試験が可能ですか？複数回答可。

1. 安全の確保
2. 即座に対応可能なスパーバイザーの存在
3. トレーニングを受けたスタッフ
4. 安全な実施のためのマニュアル
5. 負荷試験の臨床手技研修
6. 保険請求条件の緩和（食物アレルギー診療10年以上の小児科常勤医1名以上）
7. 基本的に危険な負荷試験はやりたくない。《○の場合でも 1～6 にもご回答下さい。》
8. その他（ ）

問3 「保育所におけるアレルギー疾患対応ガイドライン」

＜参考資料☆1＞には、目を通されたことがありますか？

1. 大体全体に目を通した。
2. 必要な所のみ目を通した。
3. 時折参考にしている。
4. 読んだことがない。

問4 「保育所における食物アレルギー対応のポイント～生活管理指導表の活用マニュアル～」

＜参考資料☆2＞には、目を通されたことがありますか？

1. 大体全体に目を通した。
2. 必要な所のみ目を通した。
3. 時折参考にしている。
4. 読んだことがない。

問5 例えば、次のような症例ではどのように除去指導されますか？

- a) 症状発現以後、未摂取の場合、RAST 値 (1・2・3・4・5・6) 以上で除去とする。
- b) 既に食べている場合、 RAST 値 (1・2・3・4・5・6) 以上で除去とする。
- c) 現在食べていれば、除去しない。
- d) 一概に決められない。

＜ a, b, c, d 及び RAST 値で回答してください。＞

- 1) 卵白 IgE (RAST 値) が陽性で、摂取により口周囲の紅班を呈するのみの場合  
( a. RAST(1・2・3・4・5・6), b. RAST(1・2・3・4・5・6), c, d )
- 2) 牛乳が IgE (RAST 値) 陽性の場合で、摂取により咳が出現する。  
( a. RAST(1・2・3・4・5・6), b. RAST(1・2・3・4・5・6), c, d )
- 3) ピーナッツ IgE (RAST 値) が陽性で、アナフィラキシーの既往なしの場合  
( a. RAST(1・2・3・4・5・6), b. RAST(1・2・3・4・5・6), c, d )

問6 この様式で記載しにくい項目がありましたら、御記入ください。

○記載しにくい項目

[ ]

○その理由

[ ]

問7 この様式に関する疑問点や御意見を御記入ください。

[ ]

問8 今後研修会で取り上げて欲しいテーマ等に、○印を御記入ください。複数回答可。

1. 生活管理指導表の記入法
2. 除去根拠の解釈について
3. 食物除去解除の進め方
4. 個別対応計画の作成・指導
5. 食物アレルギー総論
6. 食物アレルギーの診断・治療
7. 緊急時アナフィラキシーの対応
8. 食物負荷試験の実際
9. 食物負荷試験の実技研修
10. 施設との連携上の工夫について

その他 ( )

<参考資料>

☆1. 保育所におけるアレルギー疾患対応ガイドライン 平成23年3月(厚労省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03.pdf#search>

☆2. 保育所における食物アレルギー対応のポイント～生活管理指導表の活用マニュアル～

平成26年2月(広島県)

[http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/231827\\_485942\\_misc.pdf5](http://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/231827_485942_misc.pdf5)

★今後研修会開催等に、活用させていただきたいと存じます。

御協力ありがとうございました。

# 食物アレルギー診断書及び除去指示書

保育所		組	保護者氏名
氏名		年月日生(歳)	緊急連絡先
アレルギー記入欄	除去すべき食品	摂取できない食品に○を、アナフィラキシーを起こしたことのある食品には、◎をつけてください。	その他の食品がある場合は、ご記入ください。 また、同一製造ライン等の可否がある場合は、ご記入ください。
乳製品	牛乳	生乳・生クリーム・アイスクリーム スキムミルク・カスタードクリーム	
	乳製品・乳飲料	ヨーグルト・チーズ・バター・ヤクルト・カルピス	
	牛乳を用いた料理菓子(加熱)	シチュー・ケーキ・プリン・カステラ	
	その他	乳糖	
卵類	生卵	マヨネーズ・アイスクリーム・カスタードクリーム	
	卵を用いた料理・菓子(十分加熱後)	親子丼・オムレツ・いり卵・ゆで卵・ピカタ かき玉汁・ハンバーグ・カステラ・ボーロ・プリン	
	つなぎ程度に使用する卵	フライ・天ぷらの衣・中華めん・パン・クッキー ビスケット	
	練り製品 加工品	竹輪・はんぺん・かまぼこ ハム・ウインナー・ベーコン・さつまあげ	
	その他	卵殻カルシウム・卵黄パウダー・うずら卵	
魚介類	青魚	サバ・アジ・イワシ・サンマ	
	その他の魚	マグロ・カツオ・サケ・アカウオ・タラ・ホッケ	
	魚卵	ししゃも・たらこ	
	甲殻類	えび・かに・いか・たこ	
	加工品	かまぼこ・かにかま・えびせん・オイスター・ソース	
	その他	かつおだし・いりこだし・しらす干し	
豆・豆製品	大豆及び大豆加工食品	大豆・豆腐・油あげ・おから・豆乳・きな粉・枝豆 高野豆腐・納豆・大豆の入ったジュース類	
	大豆油 大豆油を用いた加工品	揚げ物・ケーキ・菓子類・スナック菓子	
	大豆から作られる調味料	味噌・しょうゆ	
	その他 (大豆以外の豆類)	いんげん・そら豆・小豆・さやえんどう・もやし・ ココア飲料	
穀類	小麦	うどん・スパゲティ・マカロニ・パン・麩・中華めん ケーキ・クッキー・天ぷら・フライ 肉・練り製品のつなぎ・小麦を含んだ調味料 (シチュー、カレールー・デミグラスソース・しょうゆ等)	
	その他	米・そば・麦茶	
その他	肉類	牛肉・豚肉・鶏肉・ハム・ウインナー・ベーコン ソーセージ・ゼラチン・コンソメ・鶏がらスープ	
	種実類	ごま・ごま油・くるみ・カシュー・ナッツ ピーナッツ・アーモンド	
	果物類	柑橘類・キウイ・メロン・さくらんぼ・びわ すいか・バナナ・リンゴ・梨・みかん(生・缶詰) 桃(生・缶詰)・パイナップル(生・缶詰)	
	野菜類	山芋・里芋・筍・トマト	
	その他	たんぱく加水分解物・乳化剤	

●アレルギー記入欄…アレルギー対応が必要な食品に✓をつけてください。

●除去根拠記入欄…次の該当するもの全てを、番号でご記入ください。

①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等結果陽性 ④未摂取

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印

(裏面もお願いします)

## 生活管理指導表

● アナフィラキシーの既往	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
● 緊急に備えた処方薬	<input type="checkbox"/> 内服薬（抗ヒスタミン・ステロイド） <input type="checkbox"/> エピペン®	<input type="checkbox"/> その他（ ）
● 保育所での生活上の留意点		
A 給食・離乳食	<input type="checkbox"/> 管理不要	<input type="checkbox"/> 保護者と相談し決定
B アレルギー用調整粉乳	<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 必要（ ）
C 食物・食材を扱う活動	<input type="checkbox"/> 管理不要	<input type="checkbox"/> 保護者と相談し決定
D 運動	<input type="checkbox"/> 管理不要	<input type="checkbox"/> 保護者と相談し決定
E その他の配慮・管理事項		

#### 摂取した場合に出現する可能性のある症状

- ・該当するものには…○
  - ・即時型の反応が予想されるものには…○
  - ・実際に起こったことのある症状には…※